

東京ベイ e S G プロジェクト先行プロジェクト補助金
事前着手申請に係る取扱いについて

東京ベイ e S G プロジェクト先行プロジェクト補助金（以下、「補助金」という。）について、本事業に係る交付決定前に契約締結等の行為を行い、支出される経費については、以下に定めるところにより、取扱うものとする。

1 事前着手について

- (1) 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。
- (2) 補助事業者は、やむを得ない理由等により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、次のア～オの条件を承諾のうえ、事前着手申請書（様式第 1－2 号）を東京都へ提出するものとする。

ア 事前着手申請が承認された場合であっても、補助金の交付決定を約束するものではないこと。

イ 諸般の事情から東京都が補助金を交付しない場合や減額する場合においても、異議を申し出ないこと。

ウ 交付決定前に天変地変等の事由によって損失が生じた場合や、補助金の交付が認められなかった場合には、全額自己負担により原状復旧を行うこと。

エ 事前着手申請より以前に着手したものについては、いかなる理由があろうとも、補助対象経費として認められないこと。

オ 事前着手申請から交付決定を受けるまでの期間内においては、東京都が承認した場合を除き、事業の計画変更を行わないこと。